

鶴岡市個人情報保護法施行条例

令和4年12月16日

条例第20号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

(鶴岡市情報公開条例の規定により開示することとされている情報)

第3条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、鶴岡市情報公開条例（平成17年鶴岡市条例第8号）第7条第2号ウに規定する情報のうち、公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名に関する情報（公にすることにより、当該公務員等の権利が不当に侵害されるおそれがある場合の当該情報を除く。）（法第78条第1項各号（第2号を除く。）に該当するものを除く。）とする。

(開示決定等の期限)

第4条 市の機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業管理者及び消防長をいう。以下同じ。）は、開示請求があった日から15日以内に開示決定等を行わなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から30日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、市の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの

相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この項の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
(開示請求に係る手数料等)

第5条 法第89条第2項の規定により条例で定める額は、零円とする。

2 写しの交付によって保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(鶴岡市個人情報保護条例の廃止)

第2条 鶴岡市個人情報保護条例(平成17年鶴岡市条例第9号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第10条(旧条例第11条第3項又は第4項において準用する場合を含む。)の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後も、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第4号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者のうち、施行日前において旧個人情報の取扱いに従事していたもの
- (2) 施行日前において旧実施機関から旧個人情報を取り扱う業務の委託を受け、その業務に従事していた者
- (3) 施行日前において地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者に旧個人情報を取り扱う業務を行わせていた場合におけるその業務に従事していた者

2 施行日前に旧条例第13条、第26条又は第32条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(鶴岡市情報公開条例の一部改正)

第5条 鶴岡市情報公開条例の一部を次のように改正する。

第5条中「次に掲げるものは」を「何人も」に改め、「(第5号に掲げるものにあつては、そのものの有する利害関係に係る公文書に限る。)」を削り、同条各号を削る。

第7条第3号中「及び地方公共団体」を「、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人」に改め、同条第5号中「若しくは他の地方公共団体」を「、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人」に改める。

第13条第1項中「国」の次に「、独立行政法人等」を、「及び」の次に「地方独立行政法人並びに」を加える。

第18条中「鶴岡市個人情報保護条例(平成17年鶴岡市条例第9号。以下「保護条例」という。)第36条第2項」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第105条第3項において準用する同条第1項」に改める。

第21条第1項中「保護条例」を「個人情報保護法」に改める。

第23条を削り、第24条を第23条とし、第25条を第24条とする。

(鶴岡市行政不服審査会条例の一部改正)

第6条 鶴岡市行政不服審査会条例(平成28年鶴岡市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「事項」の次に「(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第105条第3項において準用する同条第1項において諮問することとされているものを除く。)」を加える。